

公共事業再評価調書（再評価）

所管課：都市計画・モノレール課

| | | | | |
|---|--|--|-----------------------------------|-------------|
| 1 事業概要 (整備目的) | 事業名：一般県道 幸地インター線インターチェンジ道路整備事業 | | | |
| | 事業種別：高規格インターアクセス道路整備事業 | 事業主体：沖縄県 | 当初事業期間：H26～H32 | |
| | 事業箇所：西原町 | 根拠法令：道路法 | 事業期間：H26～H36 | |
| | 総事業費(百万円) | (5,080) 7,790 | 費用内訳:補助9/10 | 事業量：L=0.8km |
| 当路線の整備により、首里駅から西原入口(沖縄自動車道)まで延長される沖縄都市モノレールと、沖縄自動車道との連携による公共交通ネットワークを形成することは、自動車交通から公共交通への転換を促進し、那覇都市圏の交通渋滞緩和に大きく寄与するとともに、沖縄本島中北部から那覇都市圏へのアクセス性向上に資するものである。 | | | | |
| 2 再評価 該当項目 | <input type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 () <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ その他 (社会経済状況の変化により再評価の実施の必要が生じた事業。) | | | |
| 3 再評価に至った主な要因 (具体的理由) | <input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他 () 地元自治体の要請を受け盛り土箇所が橋梁等に変更になった事にもない事業費の増や事業期間の延長を行う事となったため費用便益費を再度算定した。 | | | |
| 4 事業の進捗状況 (H30.3時点) | 項目 | 事業費(百万円) | 整備済み(km) | 用地取得(千㎡) |
| 計画 | 7,790 | 0.8 | 35.6 | |
| 実施済 | 633 | 0 | 4.0 | |
| 率 | 8% | 0% | 11% | |
| 5 事業効果の評価指標 (検討年 50年) (基準年 H30) (単位:百万円) | ① 走行時間短縮 76,433 ② 走行経費低減 6,045 ③ 交通事故減少 2,450 総便益 84,928 基準年換算(B) 30,140 | ① 事業費 7,795 ② 維持管理費 4,523 総費用 12,318 基準年換算(C) 8,420 | 費用便益比 (B/C) = 30140 / 8420 = 3.58 | |
| 6 事業を巡る状況の変化 | ① 社会・経済：モノレール延長区間が平成31年度開業予定。 ・地元自治体からの要請に伴い、インターチェンジの盛り土箇所の一部が橋梁に変更となった。そのため、事業費の増や事業期間が延びる事となった。 ② 地元・自治体：平成27年6月に西原町より「幸地IC整備に伴う一部橋梁の設置について(要請)」が提出されている。 ③ 利害関係者：事業に理解を示しているものの単価不満にもない用地取得が難航している。 | | | |
| 7 事業の必要性・効率性 | ① 事業の必要性・緊急性・有効性など： てだこ浦西駅と沖縄自動車道を結節することにより、中北部地域を含めた定時性の高い公共交通ネットワークが形成され、自動車交通から、公共交通への転換を促進し那覇都市圏の交通渋滞緩和に寄与する。 また、幸地インターチェンジの整備により、はしご道路の横軸である浦添西原線と縦軸の沖縄自動車道が接続し、はしご道路ネットワークが形成され、道路のアンバランスな使われ方の解消、交通渋滞の緩和、高速道路へのアクセス時間の短縮が期待される。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減)： 用地取得は遅れているものの事業に反対の地権者はいないことから現計画を進めていく。 ③ 事業効果の発現状況:特になし | | | |
| 8 今後の対応・見直し | ① 事業計画等：住民の合意形成に基づき都市計画決定も行われていることから、事業計画を見直し事業を継続する。また、事業期間の延期については橋梁等の工期を勘案し平成36年度を目標とする。 ② 対住民関係：引き続き用地交渉を重ね速やかな用地取得を目指す。また、用地交渉が難航している箇所については土地収用も視野に入れ用地取得を行う。 ③ 執行体制等：現体制で引き続き事業を推進する。 | | | |
| 9 対応方針 | <input type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input checked="" type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止 | | | |